

運営細則

2020年10月 理事会決定

(事務所)

第1条 この法人の主たる事務所を東京都千代田区丸の内2-1-1 株式会社ICMGフューチャーセンター内に置く。

(ホームページ)

第2条 この法人のホームページを作成し、対外的に発信するとともに、会員用のページで会員間の情報共有を図る。

(入会申込み)

第3条 この法人の会員となろうとする者による、定款第8条に規定する入会申込みは、書面または電磁的方法により行う。

第4条 前条の申込みの際し推薦を行う理事は、推薦状を作成し、書面または電磁的方法により代表理事に提出する。

第5条 定款附則第2条の規定によりこの法人の会員となる資格を有することとなるこの法人の設立前においてWICI Japanの会員であった者が、引き続き会員資格を継続する旨意思表示をした場合は、前2条の規定にかかわらず、理事による推薦状なしに、代表理事が入会を承認することができる。

(会費)

第6条 定款第9条に定める必要な経費は、会員の区分にしたがって、以下の額とする。

組織正会員 85,000円/年

個人正会員 30,000円/年

学会会員 なし

一般会員 15,000円/年

第7条 会費は、事業年度開始日から30日以内（法人の設立初年度にあつては60日以内）にこの法人が指定する口座への振り込みにより納付する。

第8条 事業年度の途中に入会する者は、入会の際に当該年度の会費を納付する。納付すべき会費の額は、当該入会の月以降の分について、第6条に規定する額から月割りで計算した額を納付する。

(退会)

第9条 この法人から退会しようとする者が提出する定款第10条に規定する退会届は、書面または電磁的方法により提出する。

第10条 前条の規定により退会する会員が退会する日の属する事業年度について既に支払った会費は返還しない。当該事業年度より前の事業年度について未納の会費がある場合には、当該退会しようとする会員は、未納の会費を納付する

義務を負う。

(プロモーションパーティの役割)

第11条 WICIネットワークのプロモーションパーティである日本の団体は、定款第2条の規定の趣旨を踏まえ、この法人が定款第4条の目的を適切に遂行することができるよう、その指名する理事がその役割を円滑に果たすための支援を行う。

(活動による成果物に関する著作権の扱い)

第12条 本法人の活動の過程で作成された成果物に関する著作権は、本法人に帰属する。

2. WICI Japanから承継した成果物のうち、事業のマネジメントと方向のためのフレームワーク、企業共通KPI、業界別KPI、非財務情報開示のためのタクソミーに関する著作権は、本法人及びWICIネットワークに帰属する。

3. 会員は、WICI Japanが公表した事業のマネジメントと方向のためのフレームワーク、企業共通KPI、業界別KPI、非財務情報開示のためのタクソミーは、本法人の会員であるか否かを問わず、無償で利用することに同意するものとする。

4. 会員は、第1項及び第2項に掲げる著作権に係る著作物を使用し、変更・改変等を行うにあたっては、本法人の承認を得るものとする。

(債権債務の引継ぎ)

第13条 この法人は、任意団体WICI Japanの以下の債権債務を別に定める手続きにより確定して承継する。

- ① WICI Japanの会員の未払会費、WICI シンポジウムの協賛金などの未収金
- ② WICI Japanが発注した契約などに基づく未払費用

(役員への費用の支弁)

第14条 役員がこの法人の運営に必要な業務を遂行するために支払った経費があるときは、当該役員は、別紙4の様式により請求書を作成し、書面または電磁的な方法により理事会に提出するものとする。理事会は、定款第25条第2項の規定により、その支払い及び支払額が正当と認めるときは、すみやかに当該役員に必要な費用を支弁する。